

公募型プロポーザル方式による手続きへの参加者募集の公告

下記業務の委託について、公募型プロポーザル方式による手続きの開始に当たり、参加希望者を募集するので公告する。

令和5年2月21日

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

記

1 業務概要

(1) 委託業務名

適正服薬推進業務

(2) 委託期間

契約の日から令和6年3月31日まで

(3) 委託料の限度額

8,138,350円

(4) 委託業務内容

仕様書のとおり

2 参加資格

本手続きに参加できる者は、法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 青森県後期高齢者医療広域連合入札参加資格等に関する要綱第2条の規定に該当する者。
- (2) 青森県後期高齢者医療広域連合財務規則第61条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴

力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者

イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者又はその権限を代行し得る地位にある者）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が、正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

- (5) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (6) 本店、支店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体の場合は、その構成員が単独で、又は他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。
- (8) 個人情報保護に関する内部規定及び個人情報保護や対策を目的とした公的機関の認定、認証（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマーク認証等）を契約日までに提出できる者であること。
- (9) 後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険等において、本業務と同種又は類似の業務を遂行した実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1F

青森県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話 017-721-3823

メールアドレス aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp

(2) 実施要領の交付

当該業務委託に係る実施要領を担当部局又は下記のホームページにおいて交付する。

【ホームページ URL】

<http://www.aomori-kouikirengou.jp/gyosei/proposal.html>

(3) 参加表明書等の提出期限及び方法

ア 提出期限 令和5年3月7日(火) 17時まで

イ 提出方法 電子メールによる

(4) 企画提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年3月13日(月) 17時まで

イ 提出方法 担当部局まで郵送、宅配便又は持参による。

4 その他

詳細は、「適正服薬推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。